

舞鶴市男女共同参画センター「フレアス舞鶴」における カフェ物品等設置仕様書

1 施設概要

- (1) 設置場所 舞鶴市男女共同参画センター「フレアス舞鶴」 交流サロン
- (2) 使用面積 1 m²（下記の写真を参照。ガラスケースでの販売を想定。）



2 設置開始予定日

令和7年4月1日（火）

3 営業日及び営業時間

開館日の午前9時から午後4時までの間

4 販売品目

- (1) 清涼飲料水：粉タイプやドリップタイプのコーヒー、紅茶、お茶等。
※飲用時に必要な湯（ポット）は施設で準備します。
- (2) 菓 子 類：生ものではなく、常温保存可能な小袋タイプの茶菓子。

5 販売価格

1品目につき、100円～200円程度

※上記金額を大きく上回るときは、事前に市と協議してください。

6 設置場所の管理運営に関すること

- (1) 販売物品に関する問い合わせや苦情については、設置事業者が行うこと。
- (2) 商品の賞味期限に注意し、交換・補充等の管理を適切に行うこと。
- (3) 販売物品や売上金の盗難・破損事故等による損害は、舞鶴市の責任によることが明らかな場合を除いて設置事業者が負うこと。
- (4) 販売に伴い発生する使用済み容器等の廃棄物については、原則、回収ボックスを設置し、適切に回収すること。また、可能な限りごみの減量化に努めること。

7 原状回復

- (1) 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用しないときは、舞鶴市の指定する期日までに、原状回復して返還すること。自己の都合により撤去する場合は、撤去日の3ヶ月前までに舞鶴市へ書面により通知してください。

8 その他

- (1) 販売は無人販売を基本とする。